

## 令和7年度 三原村職員採用試験受験案内

1 採用予定年月日 令和8年4月1日

2 職種、採用予定人数等

職 種	採用予定 人 数	受 験 資 格	職務内容
一般行政職 (土木技術者)	若干名	① 昭和55年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた人 ② 民間企業等で土木工事の設計、積算、施工管理、監督等の実務経験を5年以上 ③ 原則、採用後は三原村に居住できる人	一般行政事務
消 防 士	若干名	① 平成10年4月2日以降に生まれた人で、高等学校卒業以上（令和8年3月卒業見込みの人を含む）の学力を有する人 ② 普通自動車免許（AT限定を除く）以上を有する人又は来春取得見込みの人 ③ 採用後は、三原村に居住できる人	消 防 業 務

※ 受験資格については、学歴及び性別は問いませんが、上記の受験資格を有していても次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (イ) 三原村職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (ウ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 受験手続

受付期間	令和7年8月7日（木）から令和7年9月1日（月）まで （土・日曜日・祝日を除く） <b>【郵送による申込みは、令和7年9月1日必着】</b>
受付時間	午前8時30分から午後5時15分まで （昼休み12:00～13:00を除く）
受付場所	三原村役場 総務課 総務係 〒787-0892 幡多郡三原村来栖野346

## 4 試験応募方法

- (1) 申込書に必要事項を自筆で記入し、押印のうえ、写真欄に規定の写真を貼り付けて次のものを添えて提出してください。

郵送による申込の場合は、簡易書留郵便とし、封筒の表に「採用試験受験申込」と朱書してください。

① 写真……………受験票用に申込書に貼り付けた写真と同一の写真を1枚  
(必ず裏面に氏名を記載)

② 返信用封筒…宛先を明記し、特定記録郵便料金 320 円切手を貼り付けたもの  
(定型長 3)

\*申込書は、三原村役場総務課で受け取るか、村のホームページからダウンロードしてください。

\*提出された書類は、返却いたしませんのでご注意ください。

- (2) 受験票

① 受験票は、後日お送りします。

② 受験票は、受験当日必ず持参してください。忘れた場合は、原則として受験できませんので注意してください。

## 5 試験の日時及び場所

- (1) 第一次試験

① 日 時・・・令和7年9月21日(日)

・消防士

受付：午前8時30分～8時45分まで

試験開始：午前9時00分

・一般行政職(土木技術者)

受付：午後1時00分～1時15分まで

試験開始：午後1時30分

② 場 所・・・三原村農業構造改善センター

三原村宮ノ川 1113 番地 2      Tel 0880-46-2130

- (2) 第二次試験      ※第一次試験合格者に個別通知

① 日 時・・・未定

② 場 所・・・未定

## 6 試験方法

### (1) 第一次試験

職 種	種 目	内 容
一般行政職 (土木技術者)	専門試験	専門的な知識、技術などを問う問題 30 題 90 分
	性格特性検査	公務員に求められる六つの資質について、性格特性をみる検査 150 題 20 分
消 防 士	教養試験	時事、社会・人文、自然に関する一般知識を問う問題 (20 題) 文章理解、判断、数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題 (20 題) 40 題 120 分
	性格特性検査	公務員に求められる六つの資質について、性格特性をみる検査 150 題 20 分

### (2) 第二次試験

・一般行政職（土木経験者）

① 作文（小論文）

職務遂行に必要な判断力・思考力等、文書による表現力をみる試験です。

② 面接

主として人物、人柄等についての個別面接による試験です。

・消防士

① 作文（小論文）

職務遂行に必要な判断力・思考力等、文書による表現力をみる試験です。

② 面接

主として人物、人柄等についての個別面接による試験です。

③体力試験

基礎体力を測る試験です。

## 7 試験当日の注意事項

### (1) 試験室への入室

① 試験室は試験会場に掲示されています。分からない場合は係員にお尋ねください。  
机上に座席票を置いていますので、確認して着席してください。

② 注意事項の説明等を試験開始15分前から行いますので、それまでに必ず試験室に入室してください。

やむを得ない事情による遅刻の場合には、試験開始後30分まで入室を認めますの

で、係員の指示に従ってください。

- (2) HBの黒鉛筆又はシャープペンシル（万年筆、ボールペンは不可）、消しゴム、定規を必ず持参してください。
- (3) 試験中、机上に置けるもの及び使用できるものは、次のものに限ります。
  - ・受験票
  - ・HBの黒鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム、定規
  - ・時計（電卓機能付きは不可）
- (4) 携帯電話等は、電源を切って鞆の中にしまってください。時計として使用することもできません。
- (5) 試験室内は禁煙です。指定された場所以外では喫煙できません。
- (6) 試験問題の内容に関する質問には、お答えできません。
- (7) 教養試験開始から60分間、各種検査開始から15分間は退室を禁止します。退室禁止時間内に退室した場合は（トイレ等やむを得ない事情を除く）、採点されません。
- (8) トイレ等やむを得ない事情を除き、試験中に一度退室すると当該試験が終了するまで入室を禁止します。
- (9) 答案用紙はいかなる場合でも、すべて提出してください。提出しない場合は、採点されません。
- (10) 受験者は、試験会場内では係員の指示に従ってください。指示に従わない場合は、採点されないことがあります。
- (11) 次の試験者は、採点されませんので十分注意してください。
  - ① 多肢選択式答案に受験番号が正しくマークされていない者、又は「マークの記入方法」のとおりマークされていない者
  - ② 不正行為（カンニング等）者
  - ③ 試験開始30分経過後に入室した者
  - ④ 受験票がない者
- (12) 電卓は、試験会場への持込みを禁止します。

## 8 合格発表

- (1) 第一次試験の合格者発表
  - ① 三原村役場ホームページ及び庁舎前掲示板に受験番号を公告します。
  - ② 合格者には文書で通知します。
  - ③ 電話での合格・不合格の問い合わせには応じられません。

(2) 最終合格者の発表

- ① 三原村役場ホームページ及び庁舎前掲示板に受験番号を公告します。
- ② 合格者には文書で通知します。
- ③ 電話での合格・不合格の問い合わせには応じられません。

## 9 採用

- (1) 職員採用資格試験の最終合格者は採用候補者名簿に登載され、そのうちから採用者が決定されます。なお、欠員等の状況によっては合格しても採用されないこともあります。
- (2) 採用は令和8年4月1日を予定しています。

## 10 給与等

条例、規則の定めるところにより、給料、期末手当及び勤勉手当を支給します。また、支給要件に該当する者には各種手当等を支給します。

問い合わせ先

〒787-0892

高知県幡多郡三原村来栖野 346 番地  
三原村役場 総務課 総務係

電話 0880-46-2111